

雄叫び

2113年
2月 5日
第105号

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
名古屋車両所分会
発行者 村上 正勝 編集者 教宣部

管理者による体操の 「強要」を許すな！！

2月1日、村上分会長が始業点呼前の体操に出るために保護メガネを着用せず仕業詰所を出て仕業詰所の隣にあるトイレの横まで出たところで、竹腰首席助役から「保護メガネを着用するよう」言われました。

村上分会長は、仕業詰所に戻り保護メガネを着用し、体操が終了してから点呼場へ行こうとしたところ、竹腰首席助役が待ちかまえ、仕業詰所前まで後をつけて来ていたのです。

仕業詰所前で村上分会長が、「点呼場まで移動するのになぜ保護メガネが必要か！」の問いに対して竹腰首席助役は、「ほこりが目に入り、痛める」と答えたので、職場環境の改善を求めたところ竹腰首席助役より「体操をなさい」と命令口調で言われました。そこで、村上分会長は勤務時間前なので命令される筋合いもないので「うるさい」と反論したところ、あろうことか竹腰首席助役は、「今の言葉は暴言だ」と言ったのです。

『体操をなさい！』とは、業務指示ですか？との問いに、「体操をするように言っただけ」と答えたので、首席の言動を確認する意味で仕業詰所にいた他の社員に聞きました。周りの社員は「そうだ！」「そうだ！」と、うなずいていました。その後、竹腰首席助役は都合が悪くなったのか、腕時計を見て「8時57分職場内での暴言」と蚊の鳴くような声で呟いたのです。

勤務時間外での助役の「体操なさい」発言は、権力の乱用であり命令と服従を押し進めるものです。

**みなさん何も言えない職場にしないためにも
私たちと共に職場の環境を、変えて行こうでは
ありませんか。**